

必要書類（新規入園・転園希望の場合）

書類に不備がある場合は受付できません。

申請内容に虚偽が判明し、入園要件に該当しないことが分かった場合は、退園となりますのでご注意ください。

就労先に勤務時間等の内容の確認をさせていただく場合があります。

提出書類		提出部数
1	支給認定申請書・現況届兼保育施設等利用申込書（必須）	お子さん1人につき1部
2	申請者（納入義務者）1名の個人番号及び本人確認書類の写し（必須） 以下の2つのうち、どちらか1つ ・個人番号カードの両面の写し ・個人番号が記載された住民票及び本人確認書類の写し	お子さん1人につき1部
3	家庭状況確認シート（必須）	お子さん1人につき1部
4	面談表（発育の調べ）（必須）	お子さん1人につき1部
5	保育の必要性を証明する書類（1号認定の場合は不要）	保護者（父・母）とも1部ずつ
↓		
保育の必要性	証明する書類	
①就労	会社等（法人化している事業所）の被雇用者 就労証明書（様式①）	自営業主、会社経営者、農業経営者、自営業・農業等の家族従事者 就労証明書（様式①）及び 下記の添付書類※
②妊娠・出産	母子健康手帳の写し （氏名及び分娩予定日（出産日）がわかること）	
③疾病	診断書（様式②）及び 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの写し	「保育できない理由」が記載されていること
④障がい	診断書（様式②）及び 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの写し	「保育できない理由」が記載されていること
⑤介護・看護 （同居の親族）	介護・看護申告書（様式③）及び 身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳、介護保険被保険者証（要介護3～5）のいずれかの写し	「介護や看護が必要な理由」が記載されていること ※申請中等で手帳等の写しの提出ができない場合は、要相談。
⑥求職	求職に関する申立書（様式④）	
⑦就学	学生証または在学証明書 就学時間やカリキュラムがわかるものの写し（専修学校、職業訓練校の場合）	
※ 自営業主、会社経営者、農業経営者、自営業・農業等の家族従事者の方の添付書類		
右記の本人名義の最新の書類（写し）いずれか1点 （ただし、Ⅰが提出できない場合のみⅡの提出とする。）		Ⅰ 最新の確定申告書（第1・2表） Ⅱ 直近3か月の事業実績がわかる書類

●該当する場合に提出が必要な書類

	該 当 事 項	必 要 書 類
1	（4月～8月に入園の場合）令和8年1月1日時点で安曇野市に住民登録がなかった方	令和8年度所得・課税・扶養証明書（保護者（父・母）とも1部ずつ）
2	きょうだい同時の申込または在園児にきょうだいがいる場合	きょうだい申込希望調査票（様式⑤）
3	ひとり親世帯（離婚成立または未婚、死別）の場合	令和9年度ひとり親世帯調査書（様式⑥）及び 保護者と入園希望のお子さんの健康保険の資格情報が分かるもの（マイナポータルの資格情報画面、資格情報のお知らせ、資格確認書）の写しのいずれか
4	離婚調停・訴訟中等であり、相手方保護者と別居・別生計である場合	令和9年度世帯調査書（様式⑦）及び調停証明書等の写し
5	同一世帯に障がい児または障がい者がいる場合	障害者手帳のコピー
6	第7希望以降の希望園がある場合	第7希望以降希望園追加届（様式⑧）
7	明科北認定こども園を希望する1号認定のお子さん	明科北認定こども園1号認定の希望調査票（様式⑨）

利用調整について

新規入園や転園を希望する場合、世帯の基準指数及び調整指数が高い方が優先となります。

就労要件の条件

就労の対価としての賃金・報酬が発生していない場合は、就労要件として申込できません。

例：自営業の父（夫）の仕事を手伝っているが、給料を受け取っていない場合。

例：祖父の農業を手伝っているが、給料を受け取っていない場合。

就労要件の適用

自営業、会社経営者、農業経営者、自営業・農業等の家族従事者の方は、申請時に就労証明書のほか、本人名義の「事業実績（収入）が確認できる書類」の写しの提出が必要です。

<事業実績が確認できる書類>

I 最新の確定申告書（第1・2表）

II 直近3か月の事業実績がわかる書類（申請時点の最低賃金を基準として、就労時間の確認を行います。）

農業等の場合：出荷伝票、売上台帳、資材の購入領収書等

一般自営業の場合：請求書と入金を確認できる通帳等、店舗の営業実態がわかる写真やホームページ

家族従事者の場合：就労の対価としての収入が確認できる通帳等

会社等（法人化している事業所）の被雇用者以外の方で、

申請時に上記 I ～ II のいずれかの書類が提出できない場合は、**就労要件として申込できません。**

例：4月から自営業主として就労を開始（開業）する予定の方。

例：4月から自営業の父（夫）の仕事を手伝って給料を受け取る予定の方。

ひとり親家庭 または 3歳児（年少クラス）以上 の場合を除き、求職要件として申込する場合は、1次募集の利用調整対象ではありません。

→2次募集での利用調整対象となり、結果は3月上旬に送付します。



利用調整において入園に至らなかった場合

「保留通知」を送付します。

遑って通知を発行することはできませんので、申請（申込）期間にご注意ください。

年度内は、二次募集や毎月の利用調整へ申込内容が繰り越されますので、再度申込をする必要はありません。

なお、保留通知の発送は初回の1回のみとしています。毎月の利用調整の結果は、入園が可能な場合のみ連絡します（保留通知の毎月の発行はありません）。

最新の利用調整による保留通知が必要な場合は、こども園幼稚園課にお問い合わせください。



入園の内定取消について

下記事由に該当する場合、入園の内定が取消となる場合があります。

・申請書や添付書類の内容が虚偽であった場合

・入園月の前月末までにお子さまの住民票が市内にない場合

・入園前の面談において、心身の発育上の問題で、園での生活が困難と判断された場合

※0～2歳児については、保育士による個別対応・サポートができないため、発育に心配がある場合は、事前にご相談をお願いします。